

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第34期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）

- ① 事業報告の「新株予約権等の状況」
- ② 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
- ③ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制の運用状況」
- ④ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ⑤ 連結計算書類の「連結注記表」
- ⑥ 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ⑦ 計算書類の「個別注記表」

株式会社ジェイ・エス・ビー

本内容は、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.jsb.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

(1) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2022年10月31日現在）

		第2回新株予約権
発行決議日		2016年10月28日
新株予約権の数		1,427個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式142,700株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり65,000円 （1株当たり650円）
権利行使期間		2018年11月1日から2026年9月30日まで
行使の条件		（注）1.～4.
役員 の 保有 状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数 230個 目的となる株式数 23,000株 保有者数 2名
	社外取締役	—
	監査役	—

- （注）1. 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合もしくは当社又は当社子会社の都合により他社に転籍した場合はこの限りではない。
2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
3. 新株予約権者は、各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
4. 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
5. 退職等による減少分は除外しております。
6. 当社は、2020年5月1日付をもって普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」を調整しております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

	第3回新株予約権
発行決議日	2017年12月5日
新株予約権の数	326個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式65,200株（新株予約権1個につき200株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき2,100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり447,600円 （1株当たり2,238円）
権利行使期間	2021年2月1日から2024年12月19日まで
行使の条件	（注）1.～5.
割当状況	当社取締役（社外取締役を除く） 3名 165個 当社監査役 1名 22個 当社従業員 4名 139個

（注）1. 2017年10月期の親会社株主に帰属する当期純利益を基準値として、2018年10月期から2020年10月期までの各事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益が下記（a）から（c）の条件を全て満たした場合、付与された全ての新株予約権を行使することができる。

- （a）2018年10月期の親会社株主に帰属する当期純利益が、基準値の110%に相当する金額を超過した場合。
- （b）2019年10月期の親会社株主に帰属する当期純利益が、基準値の121%に相当する金額を超過した場合。
- （c）2020年10月期の親会社株主に帰属する当期純利益が、基準値の135%に相当する金額を超過した場合。

なお、上記における親会社株主に帰属する当期純利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書における親会社株主に帰属する当期純利益を参照するものとし、百万円未満を四捨五入した金額とする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、親会社株主に帰属する当期純利益に相当する指標又は項目で別途参照すべき指標又は項目を取締役会で合理的に定めるものとする。

- 2. 新株予約権者は、新株予約権の割当日から新株予約権の権利行使時まで継続して当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- 3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者が上記1.の条件が満たされた時点において当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であり、かつ、当社取締役会が認めた場合は、新株予約権者の法定相続人（ただし、法定相続人が複数いる場合には、遺産分割又は法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。）は、行使期間において、当該本新株予約権の全てを一括して行使することができるものとする。
- 4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 6. 上記のうち、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
- 7. 上記のうち、監査役1名に付与している新株予約権は、監査役就任前に付与されたものであります。
- 8. 当社は、2020年5月1日付をもって普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」を調整しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。(最終改定 2015年11月13日)

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社及び子会社の取締役及び使用人が、法令、定款並びに社会規範・倫理、社内規程等に適合することを確保し、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼されるためのコンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努める。
また、内部監査担当者は内部監査規程に基づき、各部署の職務執行に関するコンプライアンスの遵守状況等について監査し、その内容について代表取締役及び監査役に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役の職務執行に係る情報について、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び社内規程に従い、適切に保存・管理する。
取締役、監査役及び内部監査担当者から要請があった場合には、速やかに閲覧に供することとする。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスク（コンプライアンス、財務、法務、環境、品質、災害、情報セキュリティ等）については、それぞれの対応部署にて、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は、総務部が行い、その実効性を確保する。
新たに生じた重要なリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めるものとする。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ. 取締役の役割分担、各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限並びに意思決定のルールを職務分掌規程、職務権限規程等に明確に定め、適切に権限を委譲し効率的に職務を遂行する。取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は取締役会規程に定め、その他の重要事項の審議もしくは決定を行う機関として、関連する社内規程に従い各機関を設置する。
ロ. 中期経営計画及び単年度の経営計画に基づき、各部署において目標達成に向けて職務を遂行することとし、毎月開催される取締役会において月次実績のレビューを行い、必要に応じて改善策、目標修正を講ずる。
- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
当社は子会社の取締役等に対し、子会社の業務執行の状況について定期又は随時報告を求める。また子会社の業務執行に係る重要事項について、報告又は当社の承認を得ることを求めることにより管理を行う。
- ⑥ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、企業グループ全体における業務の適正かつ効率的な業務運営を確保するため、関係会社管理規程に基づき、子会社を適切に管理する。
また、内部監査担当者は必要に応じて、グループ全体の内部統制の有効性について監査を行う。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、内部監査担当者と協議の上、適宜、専任又は兼任による使用人を置くこととする。
また、監査役が職務を補助する使用人の職務については、取締役からの独立性を確保するものとし、任命、異動、人事考課などについては、監査役の同意を得た上で決定するものとする。当該使用人は、その職務を行うにあたっては監査役の指示のみに従うものとし、監査役の指示の実効性を確保する。

- ⑧ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
取締役は、法定の事項以外に、取締役の不正行為、法令・定款違反等重要な事項については、監査役に対し、速やかに報告を行うものとする。
また、監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社の取締役及び使用人が、監査役に直接報告を行ったことを理由とする不利益な取扱いを受けないものとする。
- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに処理をする。
また、監査役が独自に弁護士、会計士等の外部専門家を補助者として使用する場合の費用負担を求めたときは、当該監査役の職務執行に必要なでないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、監査法人、内部監査担当者とそれぞれ定期的に意見・情報交換を行い、連携して当社及び当社グループの監査の実効性を確保するものとする。また、監査役は職務の遂行に必要と判断したときは、前項に定めのない事項に関しても、取締役及び使用人並びに監査法人に対して報告を求めることができることとする。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制
当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。また反社会的勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関（警察・弁護士等）と連携して組織的に取り組み、毅然とした対応をとる。
また、自治体（都道府県）が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、又は暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行わない。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

(2)に記載したとおり、内部統制システムの構築と運用を行いました。さらに、当事業年度における主な取組として、コンプライアンス委員会が策定した年間のコンプライアンス活動計画に基づき、使用人に対する研修及びリスク評価等を実施するとともに、内部監査計画に基づき、当社及び当社子会社の内部監査を実施しました。

その他、取締役会は当事業年度中に13回開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要な事項について意思決定を行うとともに、各取締役の職務執行の監督を実施しております。

また、監査役会は当事業年度中に14回開催し、内部統制システムの構築及び運用状況を含め、取締役の職務執行を監査しております。

なお、監査役は経営会議等の重要な会議への出席のほか、取締役及び使用人等からの情報収集及び内部監査室との連携を図っております。

連結株主資本等変動計算書

（ 2021年11月1日から
2022年10月31日まで ）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	4,163,262	4,071,331	15,069,096	△674,357	22,629,332
当連結会計年度変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	64,208	64,208			128,417
剰余金の配当			△367,813		△367,813
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,303,897		4,303,897
自己株式の取得				△399,831	△399,831
新株予約権の取得					-
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	64,208	64,208	3,936,083	△399,831	3,664,669
当連結会計年度末残高	4,227,471	4,135,539	19,005,179	△1,074,189	26,294,001

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	非支配株主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当連結会計年度期首残高	556,683	△2,663	△9,637	544,382	1,179	24,628	23,199,523
当連結会計年度変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)					△472		127,945
剰余金の配当							△367,813
親会社株主に帰属する 当期純利益							4,303,897
自己株式の取得							△399,831
新株予約権の取得					△2		△2
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	△90,477	1,540	27,561	△61,376		1,010	△60,365
当連結会計年度変動額合計	△90,477	1,540	27,561	△61,376	△475	1,010	3,603,828
当連結会計年度末残高	466,205	△1,122	17,923	483,006	704	25,638	26,803,351

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 9社
- ② 連結子会社の名称 株式会社ジェイ・エス・ビー・ネットワーク
総合管財株式会社
リビングネットワークサービス株式会社
株式会社OVO
株式会社グランユニライフケアサービス
株式会社ジェイ・エス・ビー・フードサービス
株式会社東京学生ライフ
株式会社スタイルガーデン
株式会社Mewckett
- ③ 連結の範囲の変更 前連結会計年度において連結子会社であった株式会社湘南学生ライフは2021年11月1日付で株式会社東京学生ライフと合併したため連結の範囲から除いております。
- ④ 非連結子会社の状況
該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況
該当事項はありません。
- ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況
主要な会社等の名称 株式会社ユニコープ総合リビング
持分法を適用しない理由 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除外しても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- ・投資事業有限責任組合出資金 投資事業有限責任組合への出資持分については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. 棚卸資産

その他の棚卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～17年

工具、器具及び備品 2～20年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ハ. リース資産
 - ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ハ. 役員賞与引当金 役員に対する賞与支給に備えるため、会社が算定した当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。なお、対価は履行義務の充足前又は履行義務の充足後概ね1年以内に受領しており、その金額に重要な金融要素は含まれておりません。

イ. 不動産賃貸管理事業

（学生マンションの運営受託業務）

学生マンションの運営受託業務では、学生を対象としたマンションの企画提案、竣工後の建物の賃貸運営及び建物管理を行っております。

賃貸運営では、主に家賃請求、入退室管理、敷金精算等、入居者管理に係る業務を行っております。

建物管理では、主に建物や付帯する設備の維持管理に係る業務（清掃管理業務・設備管理業務・小規模修繕業務等）を行っております。

これらの業務では、顧客との契約に基づき不動産を賃貸する義務、顧客との契約で定められたサービスを提供する義務を負っております。

不動産賃貸に係る履行義務については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき会計処理を行い、賃貸借期間にわたり収益を認識しております。

サービス提供に係る履行義務については、契約上の条件に基づき、サービスの提供が完了した時点、又はサービスの提供期間にわたり履行義務が充足されるに従って収益を認識しております。

（不動産仲介業務）

不動産仲介業務では、主に不動産オーナーから賃借した物件及び入居者管理業務や募集業務を受託した物件、他業者が管理を行う物件等の仲介業務を行っており、顧客との契約に基づき契約成立に関する義務を負っております。当該履行義務は物件が引渡される一時点で充足される履行義務であり、当該引渡し時点において収益を認識しております。

ロ. 高齢者住宅事業、

（高齢者向け住宅に係る賃貸運営）

高齢者向け住宅に係る賃貸運営では、主に家賃請求、入退室管理、敷金精算等、入居者管理に係る業務を行っております。当該業務では、顧客との契約に基づき不動産を賃貸する義務を負っております。なお、不動産賃貸に係る履行義務については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき会計処理を行い、賃貸借期間にわたり収益を認識しております。

（介護サービス事業）

介護サービス事業では、主に当社グループが運営管理を行っているサービス付き高齢者向け住宅等において介護サービス（訪問介護・通所介護・居宅介護支援・定期巡回・随時対応型訪問介護看護等）の提供を行っております。

当該事業では、顧客との契約で定められた介護保険法の適用を受ける介護サービスを提供する義務を負っております。

介護サービス事業に係る履行義務については、介護サービス等を提供した時点で充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を発生した連結会計年度から費用処理することとしております。

ハ. 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ニ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ロ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で定額法により償却を行っております。

ハ. 消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は投資その他の資産「その他」に計上し法人税法の規定に基づき均等償却しております。

ニ. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

ホ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「収益認識に関する会計基準等」の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、広告掲載等一部の取引について、従来は契約開始時に収益を認識しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務として判断し、約束した期間の進捗に応じて収益を認識する方法に変更しております。また、水道光熱費に係る取引について、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従

っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高は727,273千円、売上原価は719,490千円それぞれ減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は7,783千円それぞれ減少しております。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動資産」に表示していた「営業未収入金」は、当連結会計年度より「営業未収入金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。また、「流動負債」に表示していた「前受金及び営業預り金」、「前受収益」は当連結会計年度より「前受金、営業預り金及び契約負債」に含めて表示することといたしました。

（「時価の算定に関する会計基準等」の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	34,969,038千円
--------	--------------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社グループは、固定資産の減損を把握するにあたって、賃貸不動産、高齢者住宅施設、日本語学校事業については原則として個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。また、本社等、特定の事業セグメントとの関連が明確でない資産については共用資産とし、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

各資産グループに減損の兆候があると認められる場合、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、当該減少額は減損損失として計上されます。

正味売却価額は外部専門家が算定した評価額等から処分費用見込額等を控除した価額であります。また、使用価値は、取締役会によって承認された事業計画等を基礎として見積もった将来キャッシュ・フローを加重平均資本コストを基礎とした税引前の割引率で現在価値に割引いた価額であります。

ロ. 主要な仮定

減損の兆候の判定及び回収可能価額の見積りに関する主要な仮定は、当社及び連結子会社の事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フロー、正味売却価額の算定に用いる外部専門家が算定した評価額及び類似資産の市場価値であります。なお、当社及び連結子会社の事業計画は、過年度実績や外部環境及び内部環境を考慮し、新規物件開発及び販促強化等の各種施策による売上高増加や原価率改善等を主要な仮定としております。

ハ. 翌年度の連結計算書類に与える影響

これらの仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の減損損失の認識の要否判定及び測定される減損損失の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	19,153,820千円
土地	9,105,524千円
その他（無形固定資産）	21,108千円
計	28,280,453千円

② 担保に係る債務

1年内償還予定の社債（銀行保証付無担保社債）	20,000千円
1年内返済予定の長期借入金	1,097,665千円
社債（銀行保証付無担保社債）	10,000千円
長期借入金	18,405,323千円
計	19,532,989千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 7,343,004千円

(3) コミットメント期間付タームローン契約

当社は、自社物件の開発資金調達を目的として、取引銀行1行と総額5億円のコミットメント期間付タームローン契約を締結しております。

この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメント期間付タームローン契約の総額	500,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	500,000千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	10,747,400株	86,900株	－	10,834,300株
計	10,747,400株	86,900株	－	10,834,300株

(注) 発行済株式の増加86,900株は、ストック・オプションの行使による増加であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年12月14日取締役会	普通株式	367,813	35	2021年10月31日	2022年1月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年12月14日取締役会	普通株式	利益剰余金	461,205	44	2022年10月31日	2023年1月27日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 207,900株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及び社債の発行により資金を調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である営業未収入金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先毎に期日管理を行っております。また当社グループの主な事業である不動産賃貸管理事業は、事業の性格上、大半の取引先から当月分の賃料を前月末日までに前受けしており、さらに預り保証金・敷金を差し入れていただくことによりリスク低減を図っております。

投資有価証券は、投資事業有限責任組合出資金及び業務上の関係を有する企業の株式等であり、発行体の信用リスク又は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に発行体の財務状況や時価等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である営業未払金並びに前受金、営業預り金及び契約負債は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債の用途は運転資金（主として短期）及び固定資産・賃貸等不動産の取得資金（長期）であり、資金調達に係る流動性リスク及び金利水準の変動リスクに晒されております。流動性リスクについては、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより管理しております。金利変動リスクについては、財務部が金利動向を注視するとともに、プロジェクト資金についても開発期間の短縮を図ることで金利変動リスクを低減しております。また、一部の借入金は、金利の変動リスクを回避するためにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。借入金に係るヘッジ取引は、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は、相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は、相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジの有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

金融商品に係るリスク管理体制に関しましては、「②金融商品の内容及びそのリスク」にて説明しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年10月31日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券	975,199	975,199	—
(2) 敷金及び保証金	3,784,539	3,707,684	△76,855
資産計	4,759,739	4,682,883	△76,855
(3) 社債（注）3.	30,000	30,240	240
(4) 長期借入金（注）4.	19,502,989	18,520,817	△982,171
(5) 長期預り敷金保証金	2,742,348	2,744,175	1,827
負債計	22,275,337	21,295,233	△980,103

（注）1. 「現金及び預金」、「営業未収入金及び契約資産」、「営業未払金」、「短期借入金」、「未払法人税等」、「前受金、営業預り金及び契約負債」については、現金及び短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式等	25,500
投資事業有限責任組合出資金	65,640

3. 1年内償還予定の社債については「(3) 社債」に含めて表示しております。
 4. 1年内返済予定の長期借入金については「(4) 長期借入金」に含めて表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
 レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
 レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	975,199	—	—	975,199
資産計	975,199	—	—	975,199

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	3,707,684	—	3,707,684
資産計	—	3,707,684	—	3,707,684
社債	—	30,240	—	30,240
長期借入金	—	18,520,817	—	18,520,817
長期預り敷金保証金	—	2,744,175	—	2,744,175
負債計	—	21,295,233	—	21,295,233

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、合理的に見積もった返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り敷金保証金

長期預り敷金保証金の時価は、合理的に見積もった返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、京都府その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として、賃貸住宅マンションや賃貸オフィスビル・賃貸商業施設を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
32,333,957千円	34,392,864千円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づき、指標等を用いて調整を行い、時点修正した金額であります。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2021年11月1日 至 2022年10月31日）

(単位：千円)

		顧客との契約から生じる収益	その他の源泉から生じる収益(注) 1.	外部顧客への売上高
報告セグメント	不動産賃貸管理事業			
	借上物件	8,749,565	31,942,354	40,691,920
	管理委託物件	2,475,535	19,604	2,495,140
	自社所有物件	371,052	2,891,841	3,262,894
	その他	7,983,356	—	7,983,356
	計	19,579,510	34,853,801	54,433,312
	高齢者住宅事業			
	借上物件	161,938	622,689	784,628
	介護サービス	1,692,004	—	1,692,004
	その他	361,497	28,870	390,367
計	2,215,439	651,559	2,866,999	
報告セグメント計	21,794,950	35,505,361	57,300,311	
その他(注) 2.	614,587	8,059	622,646	
合計	22,409,538	35,513,420	57,922,958	

- (注) 1. 「その他の源泉から生じる収益」には「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づく賃貸収入等が含まれております。
2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産販売事業、学生支援サービス及び日本語学校事業等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
	(自 2021年11月1日 至 2022年10月31日)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	646,233
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	652,139
契約資産 (期首残高)	1,396
契約資産 (期末残高)	1,369
契約負債 (期首残高)	1,565,532
契約負債 (期末残高)	1,901,137

顧客との契約から生じた債権は、連結会計年度末時点で顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する当社グループの権利のうち、無条件になっている営業未収入金であります。

契約資産は、主に当社グループの広告媒体への掲載等に関連する年間契約について、顧客から受け取る対価のうち、履行義務は充足しているものの未請求となっている当社グループの権利であります。また、履行義務充足前に受け取った部分については、契約負債として認識しております。

契約負債は、主に不動産賃貸契約に伴い顧客から受け取った、不動産賃貸関連収入及び付帯サービス収入に係る前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていたものは、1,479,105千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、残存履行義務に配分した取引価格は8,782,516千円であり、不動産賃貸管理事業における学生マンションの運営受託業務に関するものであります。

当該未履行の履行義務残高については、概ね3年以内に収益を認識する予定であります。なお、注記にあたっては実務上の便法を適用し、当初の予想契約期間が1年以内の契約は含んでおりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,554円58銭
(2) 1株当たり当期純利益	409円60銭

10. その他の注記

減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所 (会社)	用途	種類	減損損失 (千円)
京都市東山区 (株ジェイ・エス・ビー)	遊休資産	建物及び構築物	15,132
		土地	1,073
京都市下京区 (株ジェイ・エス・ビー)	遊休資産	建物及び構築物	12,533

(減損損失の認識に至った経緯等)

京都市東山区の遊休資産につきましては、市場価格の下落により減損損失を認識するに至り、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産の回収可能価額は、不動産鑑定評価基準等を基にした正味売却可能価額により測定しております。

京都市下京区の遊休資産につきましては、学生マンションへの建替えを決議したことに伴い、建物及び構築物の帳簿価額を零まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当社グループは、減損損失の算定について、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。のれんについては、会社単位でグルーピングしております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2021年11月1日から)
(2022年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利益剰余金 計			
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	4,163,262	4,043,262	72,206	4,115,468	30,000	410,000	12,193,701	12,633,701	△674,357	20,238,074
事業年度中の変動額										
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	64,208	64,208		64,208						128,417
剰余金の配当							△367,813	△367,813		△367,813
当 期 純 利 益							3,569,727	3,569,727		3,569,727
自己株式の取得									△399,831	△399,831
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純額)										
事業年度中の変動額合計	64,208	64,208	—	64,208	—	—	3,201,913	3,201,913	△399,831	2,930,499
当 期 末 残 高	4,227,471	4,107,471	72,206	4,179,677	30,000	410,000	15,395,614	15,835,614	△1,074,189	23,168,573

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	556,683	△2,663	554,019	1,157	20,793,251
事業年度中の変動額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				△472	127,945
剰余金の配当					△367,813
当 期 純 利 益					3,569,727
自己株式の取得					△399,831
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純額)	△90,477	1,540	△88,937		△88,937
事業年度中の変動額合計	△90,477	1,540	△88,937	△472	2,841,089
当 期 末 残 高	466,205	△1,122	465,082	684	23,634,341

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

- | | |
|-------------------|--|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| ・ 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| ・ 投資事業有限責任組合出資金 | 投資事業有限責任組合への出資持分については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

構築物 3～20年

機械及び装置 3～17年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

- ・ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与支給に備えるため、会社が算定した当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異及び過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。なお、対価は履行義務の充足前又は履行義務の充足後概ね1年以内に受領しており、その金額に重要な金融要素は含まれておりません。

不動産賃貸管理事業及び高齢者住宅事業 (不動産賃貸)

主に不動産オーナーに対してマンション及び高齢者向け施設の企画提案を行うとともに、竣工後の建物を当社にて一括借上し、入居者に対して不動産賃貸借契約に基づき居室として提供しております。また、当社の独自仕様で自社所有物件を開発し、当該物件を不動産賃貸借契約に基づき居室として提供しております。

不動産賃貸に係る履行義務については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき会計処理を行い、賃貸借期間にわたり収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

- ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、金利スワップについて、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
- ② のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で定額法により償却を行っております。
- ③ 消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税等は投資その他の資産「長期前払費用」に計上し、法人税法の規定に基づき均等償却しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ⑤ 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。
- ⑥ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「収益認識に関する会計基準等」の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、広告掲載等の一部の取引について、従来は契約開始時に収益を認識しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務として判断し、約束した期間の進捗に応じて収益を認識する方法に変更しております。また、水道光熱費に係る取引について、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計

基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高は718,751千円、売上原価は719,490千円それぞれ減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は738千円それぞれ増加しております。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において「流動資産」に表示していた「営業未収入金」は、当事業年度より「営業未収入金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。また、「流動負債」に表示していた「前受金及び営業預り金」、「前受収益」は当事業年度より「前受金、営業預り金及び契約負債」に含めて表示することといたしました。

（「時価の算定に関する会計基準等」の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

また、金融商品に関する注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
- | | |
|--------|--------------|
| 有形固定資産 | 34,617,156千円 |
|--------|--------------|
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
算出方法等は、「連結注記表、4. 会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	18,872,199千円
構築物	329,674千円
土地	9,113,831千円
その他（無形固定資産）	21,108千円
合計	28,336,813千円

② 担保に係る債務

1年内償還予定の社債（銀行保証付無担保社債）	20,000千円
1年内返済予定の長期借入金	1,097,665千円
社債（銀行保証付無担保社債）	10,000千円
長期借入金	18,405,323千円
合計	19,532,989千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

建物	6,280,126千円
構築物	230,040千円
機械及び装置	59,224千円
工具、器具及び備品	398,494千円
リース資産	9,328千円
合計	6,977,213千円

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

① 関係会社に対する短期金銭債権	1,248,746千円
② 関係会社に対する短期金銭債務	811,321千円
③ 関係会社に対する長期金銭債務	7,586千円

(4) コミットメント期間付タームローン契約

当社は、自社物件の開発資金調達を目的として、取引銀行1行と総額5億円のコミットメント期間付タームローン契約を締結しております。

この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメント期間付タームローン契約の総額	500,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	500,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益	916,857千円
② 営業費用	8,428,214千円
③ 営業取引以外の取引	718,365千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末の株式数
普通株式	238,436株	113,922株	一株	352,358株
計	238,436株	113,922株	一株	352,358株

(注) 自己株式の増加113,922株は、2022年7月14日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得及び単元未満株式の買取りによる増加であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金損金算入限度超過額	17,944千円
学生総合補償売上認定	166,714千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	81,395千円
減価償却費損金算入限度超過額	137,511千円
関係会社株式評価損否認	159,303千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	2,324千円
資産調整勘定	12,418千円
その他	152,426千円
繰延税金資産小計	730,038千円
評価性引当額	△202,313千円
繰延税金資産合計	527,725千円

(繰延税金負債)

前払年金費用	△46,473千円
無形資産	△38,523千円
その他有価証券評価差額金	△205,802千円
その他	△332千円
繰延税金負債合計	△291,132千円
繰延税金資産純額	236,593千円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内	10,080,365千円
1年超	31,816,536千円
合計	41,896,902千円

(注) 上記未経過リース料には、一括借上制度に関する借上賃料を含めております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	㈱ジェイ・エス・ビー・ネットワーク	50,000	学生向け不動産の仲介 建物管理業・入居者管理業務	直接 100	役員の兼任 当社管理物件の仲介・ 入居者管理業務委託	支払利息(注1)	17,204	未払費用	496
						資金の借入(注1)	13,160,948	—	—
						資金の返済(注1)	13,160,948	—	—
						入居者管理業務等(注2)	9,261,796	営業未収入金	334,427
						建築物管理業務等(注2)	6,110,791	営業未払金	347,320

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1. 資金の借入及び返済については、キャッシュマネジメントシステムによるものであります。なお、利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 一般取引と同様の取引における条件を勘案し決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	近藤 雅彦	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 0.74	—	ストックオプションの権利行使	53,514	—	—
役員	小管 香織	当社取締役	(被所有) 直接 0.68	—	ストックオプションの権利行使	32,378	—	—

(注) 2017年12月5日開催の取締役会の決議に基づき発行したストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,254円70銭
- (2) 1株当たり当期純利益 339円73銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。